

令和6年度 真庭市立蒜山中学校「生徒心得」

中学校という集団生活を通し、社会人として望ましい基本的習慣を身につけるために、次の事柄に留意しよう。

学校生活

(蒜山中学校の生徒としての自覚と誇りをもつために)

I 身だしなみ

① 名札

名札は制服の定位置(左胸)につける。(ブレザー以外の時はつけなくてもよい)

② 服装

		備考
上	<p>【令和6年度入学生】 学校指定店扱いの学校指定の制服 (ブレザー・セーターまたはベスト・白ポロシャツ・紺ポロシャツ)を着用する。</p> <p>【令和4・5年度入学生】 男：学校指定店扱いの標準学生服(認証マーク付) 学生服の下は別に定めないが、派手なものは禁止。セーター類の着用はよいが、上着から出ないようにする。上着は脱いてもよいが、脱いだときは白カッターシャツまたは紺ポロシャツであること。 女：学校指定の制服(ベストの着用もよい) 制服の下は白カッターブラウスで棒ネクタイをする。セーター類の着用はよいが、上着から出ないようにする。上着はベストでもよいが、ベストの下は白ブラウスであること。上着・ベストは脱いてもよいが、脱いだときは白ブラウスまたは紺ポロシャツであること。</p>	<p>やむを得ない場合は、体育時の服装で他教科の授業を受けてもよい。 登下校も同様。 下校時は体操服または各部活動指定の練習着を着用してもよい。 ※令和4・5年度入学生も新制服(令和6年度入学生の制服)を着用してもよい。</p>
下	<p>【令和6年度入学生】 学校指定店扱いの学校指定の制服 (スラックスまたはスカート)を着用する。 (スカートの丈は膝が隠れる程度とする)</p> <p>【令和4・5年度入学生】 男：学校指定店扱いの標準学生服ズボン(認証マーク付) 女：ズボンは紺色でストレートのもの スカートは紺色のプリーツスカート(ひだ24本) (スカートの丈は膝が隠れる程度とする)</p>	
ベルト	<p>色：黒・茶・紺色系の目立たないもの。 幅：極端に広かったり細かったりしないこと。 (2~2.5 cm前後)</p>	サスペンダーはいけない。

靴下類	白・黒・紺色系で無地のものでワンポイント程度とする。	ルーズソックスはいけない。
	ストッキングはベージュのものとする。	
くつ	通学靴は、体育の授業や部活動にも使用するため、「推奨靴」または「運動に適した靴」とする。「運動に適した靴」の色については、白・黒・紺・茶・灰色を基調としたものとする。積雪時のスノーブーツは特に指定しない。 ※「推奨靴」とは、令和3年度まで「指定靴」とされていた靴のこと。	ハイカット、厚底はいけない。
その他	防寒着：別に定めない。(屋内では着用しない) 上履き：学校指定店扱いの学校指定のものとする。	
(注意)	だらしない着こなし方をしない。 不必要な飾りを制服や名札等につけない。 アクセサリ類はしてはいけない。 衣替えの時期は特に定めない。 (気候や体調に合わせて調整する)	化粧をしたり、香水等を使用してはいけない。

③ 頭髪

頭髪は社会の公式の場を意識した、自然で、健康的、活動的なものとする。

髪は学校生活、活動のじゃまにならないよう、くくる。

(髪をくくるものは、飾りが無いもので、色は黒・紺・茶に限る)

人工的にくせ(パーマ等)をつけたり、脱色、染色をしてはいけない。

ワックスやスプレー等をして登校してはいけない。

2 礼 儀

- ① 登下校時、挨拶をかわそう。
- ② 学校を訪れたお客さんには大きな声で挨拶しよう。
- ③ 職員室、校長室あるいは授業中の教室などへ用事がある時、挨拶をし用件をはっきり言うこと。(鞆や防寒着等は室外に置いて入室する)
- ④ 廊下は右側を歩き、会釈も心がけよう。
- ⑤ 言葉の使いわけをきちんとしよう。

3 そ の 他

- ① 生徒手帳はいつも持参しよう。
- ② 不必要な所持品(時計・カメラ・携帯電話・不要な現金・カードゲーム等)は学校にもってこない。
- ③ 自己の所持品には全て名前を書こう。
- ④ 貴重品は担任へ預ける。
- ⑤ 放送の合図があったときは静かに聞く。
- ⑥ 公共物を大切にしよう。ガラス等破損したときは担任へ申し出る。落書等しないこと。
- ⑦ 友人どうしでの物品の売買は禁止。
- ⑧ 上ばき、下ばきの区別をきちんとしよう。
- ⑨ 学校には通学にふさわしいカバンを持って登校すること。

校外生活

いつでもどこでも蒜山中学校の生徒であるという自覚をもって行動する。

- ① 登下校の時間はきちんと守ろう。
- ② 交通規則をきちんと守ろう。
- ③ バスを利用するときはマナーを守ろう。
- ④ 登下校の途中、より道や、買い食いはしない。
- ⑤ 外出する時は、行き先、帰宅時間を告げてから出る。夜間の外出は保護者の許可がないかぎり禁止する。
- ⑥ 友人宅への外泊は原則として禁止する。無断外泊は厳禁とする。
- ⑦ 交際は節度を失わず家族の理解のもとに行うこと。

交通安全

- ① 自転車に乗る時はヘルメットを着用する。また、日没後は反射材などを利用し、安全に心がける。
- ② 通学用自転車は6段変速までの安全認証の付いたものとする。
ライト、荷台、反射板のついていないもの、ドロップハンドル等は禁止する。
- ③ 自転車の2人乗り、傘さし運転などは法令により禁止されている。
- ④ 自転車には鍵をかける。(二重ロックが望ましい)